

農業用廃プラスチック類の一斉回収（松尾・蓮沼地域）のお知らせ

農業用廃プラスチック類（塩化ビニールフィルム・ポリエチレンフィルム）の一斉回収（松尾・蓮沼地域）を下記のとおり実施しますので、希望する回収日の1週間前までに下記へ排出予定数量等を申し込みください。

※申込時には、ビニール（厚さ別）、ポリ等の排出予定数量（10kg/束）をお伝えください。

記

申込先：JA 山武郡市やさいの里営農センター

TEL：0479-80-7780

回 収 日	場 所	時 間
令和7年10月3日（金）	JA 山武郡市旧蓮沼支所	午前8時
令和7年10月24日（金）	JA 山武郡市松尾支所	午前9時

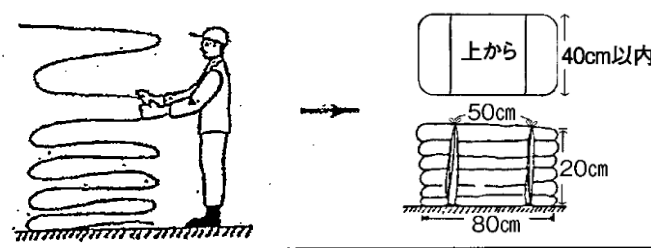
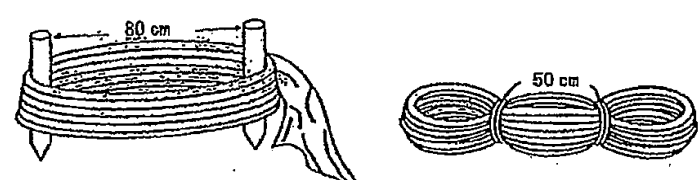
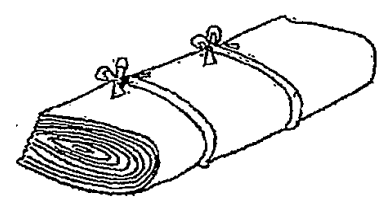
※搬入の注意点

- ①品目ごとに区別し、裏面「荷造り梱包の規格・荷姿」に従って荷造りを行う。
- ②ビニールのみに農家登録番号を記載する。番号が不明な場合は、下記問合せ先に確認。
※一束ごとに油性ペンではっきりと記入する。
- ③フッソ系、硬質フィルム、育苗箱、糸入り塩化ビニール、塩ビ管、ブルーシート（金属ハトメを除けば可）、劣化ビニール、ネット類については、受付（回収）不可。
- ④石、金属、竹木片、ゴム類、作物残渣などの異物は絶対に混入させない。
- ⑤土砂や水分を取り除き、泥などが付着している場合は汚れを十分に落とす。
- ⑥事前持ち込みは不可。また、持参したパレットは必ず持ち帰ること。

※ 毎年不適切な搬入（別紙「不適切な搬入例」参照）があり、処理工場からも注意指摘を受けています。上記「搬入の注意点」や裏面の「規格・荷姿」の基準を達成していない物は持ち帰っていただきますのでご了承ください。

今後もルールを守れない搬入がある場合は、回収場所の削減や処理費用の有料化など生産者様に新たな負担が発生する可能性がありますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

◎荷造り梱包の規格・荷姿

対象品目	回収荷姿
塩化ビニールフィルム ※ 0.05 mm、0.075 mm 及び 0.1 mmの厚さ別に仕分けする。	<u>重さ10kg程度まででつづら折り</u>  同種類のものを紐にして2箇所縛りにし、農家登録番号を記載する。
ポリエチレンフィルム ・農酢ビ ・農PO (軟質系) ・果樹園用ネット	同上又は杭を利用したグルグル巻き  同種類のもの又はマイカ線で2箇所縛りにする。 (農家登録番号の記載は必要なし。)
ポリエチレンフィルム ・肥料袋 ・培土袋	<u>重さ10kg程度で二つ折り</u>  同種類のもの又はマイカ線で2箇所縛りにする。 (農家登録番号の記載は必要なし。)

※上記規格・荷姿どおりに梱包されていない場合、梱包のやり直しをお願いすることがあります。

※産廃処理委託契約農家の登録番号が不明な場合は、市役所農政課（0475-80-1211）まで問い合わせください。

・ポリエチレンフィルム系（搬出可能）

※ポリフィルムや肥料袋と同様の荷姿としてください。

ラブシート、育苗保温シート・不織布（パオパオ、ミラシート、サニーコート）、寒冷紗、フレコンパック、軟質系ポリポット（いちご育苗ポット※一定量を重ねてマイカ線で一周して縛る）、かん水チューブ